

東京都地域防災計画 震災編（令和5年修正）素案に対する

意見募集の結果について

1 意見募集期間と意見提出の状況

- (1) 意見募集期間 令和5年2月1日から3月2日まで
(2) 提出意見の総数 15通、109件

2 意見の内訳と主な意見の概要

(1) 意見の内訳

項 目	件 数
東京の防災力の高度化に関するもの	4件
都、区市町村等の基本的責務と役割に関するもの	2件
都民と地域の防災力向上に関するもの	20件
安全な都市づくりの実現に関するもの	7件
安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保に関するもの	9件
津波等対策に関するもの	1件
情報通信の確保に関するもの	3件
医療救護・保健等対策に関するもの	3件
帰宅困難者対策に関するもの	6件
避難者対策に関するもの	17件
物流・備蓄・輸送対策の推進に関するもの	19件
住民の生活の早期再建に関するもの	15件
災害復興計画に関するもの	2件
南海トラフ地震等防災対策に関するもの	1件

(2) 主な意見の概要

章 名	意見の概要		ご意見への都の考え方
	項 目	内 容	
第 2 部 第 3 章 第 5 節	安全な都市づくりの実現 具体的な組 高層建築物及び地下街等における安全対策	高層建築物や地下街での合同防災訓練の実施に当たり、重症心身障害児など、移動や避難、コミュニケーションで困難を抱える要配慮者が関わることは、訓練の実効性を高める上で重要であるため、要配慮者との連携について、追記すべきと考える。	被災者の視点に立った防災対策を推進するためには、要配慮者等に対するきめ細かい配慮が重要であると認識しております。 このため、いただいたご意見を踏まえまして、防災訓練の実施に際し、要配慮者の視点に関する記載を追記いたしました。
第 2 部 第 7 章 第 5 節	防災機関相互の情報通信連絡体制の整備 住民相互の情報連絡等の環境整備	大規模災害時に通信を確保するためには、各通信事業者が有効かつ十分な対策を準備できるようにする必要があり、その出発点として、精度の高い被害想定を関係機関が連携、協力しつつ共同で実施する必要がある。	都は、発災時のタイムラインに応じた連絡体制を強化するため、平時からライフライン事業者との連携を密にするなど、相互連携体制を構築してまいります。 引き続きライフライン事業者との意見交換や、事業者同士の連携などを通じ、実態に即した災害時対応ができるよう体制を強化してまいります。 いただいたご意見は今後の防災対策の参考とさせていただきます。

<p>第 2 部 第 7 章 第 5 節</p>	<p>情報通信の 確 保</p> <p>具 体 的 な 取 組</p> <p>住民等への 情報提供体 制の整備</p>	<p>情報の取得に困難を抱える障害者に配慮した情報発信を行う必要があるため、アクセシビリティの確保を念頭に置いた記載内容にすべきと考える。</p>	<p>住民等の情報伝達に当たっては、多様な手段を用いて発信することは重要であると認識しております。</p> <p>このため、いただいたご意見を踏まえ、情報伝達手段の多様化に向けて、誰にでも伝わることを意識した文言を追記いたしました。</p>
<p>第 2 部 第 9 章 第 5 節</p>	<p>帰宅困難者 対 策</p> <p>具 体 的 な 取 組</p> <p>事業者にお ける施設内 待機計画の 策 定</p>	<p>従業員等が企業等の施設内に一定期間待機するための備蓄として示す簡易トイレについては、内閣府の「防災基本計画」の表記に合わせ、携帯トイレについても記載すべきと考える。</p>	<p>災害時のトイレ対策のために日頃から備蓄を推進することは重要であると認識しております。</p> <p>このため、いただいたご意見を踏まえ、「簡易トイレ」を「携帯トイレ・簡易トイレ」という表現に修正いたしました。</p>